報道資料

平成 28 年 9 月 14 日

災害特報Ｎｏ.11

【緊急！】消費者トラブル注意報　第61号

「クーリングオフできる？」「こんな時どうしたらいいんだろう？」

熊本県消費生活センターでは、消費者から熊本地震に関連した消費生活上の相談や契約トラブルなど様々な相談を受けています。是非ご相談ください。

◎熊本地震に関連した相談事例

・工事を依頼した業者から工事中に「別な部分に傷が入っている。追加で工事をしないか」と言われ契約したが、クーリングオフができるのか。
・賃貸住宅が地震で損壊し、住めなくなったので退去した。その後、敷金などの清算の連絡が来ない。
・地震で墓が被害を受けた。その後、業者が電話で勧誘してきて修理契約をしたが、解約できるか。
・ローンの残債があるが、新たに住宅ローンを組みたい。

相談電話　０９６－３８３－０９９９

相談時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前９時から午後５時まで　面談及び電話

※日曜日については次のとおりです。

◎熊本地震関連の休日電話相談

熊本地震に関連した消費生活上の疑問やトラブルなどについては、当分の間、日曜日にも電話による相談対応を実施しています。

毎週日曜日　午前9時から午後5時まで　※電話相談のみとなります。

◎熊本地震で被災された消費者のための無料法律相談

熊本県消費生活センターにおいて、司法書士または弁護士が相談を受けます。

毎週火曜日、木曜日　　面談及び電話による相談
毎月第２、第３金曜日　　面談相談
相談時間　午後１時～午後４時
※いずれも祝日を除きます。また、**面談は予約が優先**となりますので、まず相談電話(096-383-0999)で相談員にご相談ください。